

令和2年 第10回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年10月15日(木) 午前9時00分～午前9時47分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 13名
4. 欠席委員数 2名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	欠	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	欠
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

_____ 9番 久保田 直宏 _____ 10番 工藤 幸市 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第51号 現況証明(非農地証明)について
- (5) 議案第52号 空き家に付随した農地の指定について
- (6) 議案第53号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくをお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第10回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午前9時5分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。9番 久保田直宏 委員、10番 工藤幸市 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第9回定例総会から本日の令和2年第10回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。その中から、※のついた4点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、を議題とします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願ひいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年10月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和2年10月16日公告予定分を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第48号の案件につきましては、2番委員・13番委員・15番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、2番委員・13番委員・15番委員に退席をお願いします。

15番委員の私が関係していることから、工藤副会長にお願いしたいところですが欠席の為、地方自治法第107条の規定に基づき、最年長の委員に議長をお願いしたいと思います。13番後藤委員も議案第48号の案件に関係していることから、これからの進行につきましては、12番三宮委員をお願いします。

(とき、午前9時19分)

議長 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第48号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。2番委員・13番委員・15番委員の入室を認めます。

(とき、午前9時20分)

議長 これからの進行につきましては、衛藤会長をお願いします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午前9時21分)

議長 それでは、再開します。

(とき、午前9時22分)

議長 次に「議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。

「議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。10月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、娘夫婦がリターンで実家に戻りインキュベーションファームを受講中であることを踏まえ、経営面積を増やしたいと思い、隣に住む譲渡人に相談しました。譲渡人も病気で農業ができず、農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、97アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員 8番、朝地の小野伊八郎です。10月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、申請地を依頼され管理してきましたが、譲渡人より買って欲しくないかと相談があり、申請地が自身の経営地に隣接しており利便性が良いことから、売買で話がまとまったため、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は137アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を11番 廣瀬英雄 委員にお願いいたします。

11番委員 11番、千歳の廣瀬です。10月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん

への売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は、県外在住のため申請地の管理に苦慮しており、申請地の近隣で耕作している譲受人に相談したところ、譲受人も、自身の経営地に隣接し利便性が良いため売買で話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は258アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第49号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第49号の番号1番から番号3番までの3案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第49号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。10月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在、三重町内の借家で生活していますが、子どもが生まれ手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号2番の1案件については、私から報告します。

議長 10月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●自治会 代表 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在の公民館が老朽化したため、同じ場所に建て替えを計画しましたが、土砂災害警戒区域に指定されており、建築許可が下りませんでした。そのため、農地以外で適当な土地を探しましたが条件的に適当な土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、譲渡人も市外在住で農地の管理ができないため、売買で話がまとまり申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のオの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号3番の1案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5番委員 5番、犬飼の小野です。10月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、自身が経営する会社の事務所兼従業員宿舍用に犬飼町久原941番2の宅地及び中古建物を購入しました。駐車スペースが不足するため、近隣で農地以外の適当な土地を探しましたが見つからず断念していたところ、宅地に隣接する申請地が候補に挙がり、譲渡人に相談しました。譲渡人も市外在住で申請地の管理に苦慮していたため売買で話がまとまりました。令和2年7月に申請地を管理する目的で譲受人が草刈りを行った際、敷地の一部を整地しましたが、許可が必要なのがわかり、今回、無断転用の是正及び追加事業を行う目的で申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のオの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第50号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第50号の番号1番から番号3番までの3案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第50号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 51 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 51 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番の 1 案件について地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9 番委員 10 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第 5 条許可を得て転用を行った土地で、現況は宅地となっておりますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、申請地の周囲に耕作している農地はなく、水路があるが十分な転圧及び砕石敷き等により土砂の流出を防いでおり、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 51 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 51 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。
これより採決します。議案第 51 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 51 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 52 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第52号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)
なお、空き家に付随した農地の指定については、概要書や図面等、お手元に判断する資料を提示しておりません。6月の定例総会で、緒方町の案件が出た際に質疑なしで許可されましたが、委員の皆様が判断に迷うと思われるので、次回より地区審査会の報告をお願いしたいと思います。今回は、三重地区、緒方地区審査会で問題なしと認められましたので報告いたします。以上、説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。
それでは、議案第52号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません]の声多数
- 議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局長 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、「議案第52号 空き家に付随する農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。
- 議長 次に、「議案第53号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第53号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません]の声多数
- 議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。それでは、番号1番の1案件を、9番 久保田直宏 委員と17番 江藤栄治 委員にお願いします。なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長

これもちまして、令和2年第10回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午前9時47分)

議事録署名委員 9番委員 久保田直宏

〃 10番委員 工藤幸希